

## 高知県観光地域づくり推進員（高知県地域おこし協力隊員）設置要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、県が広域観光総合支援事業を実施するために配置する「観光地域づくり推進員」（以下「推進員」という。）の業務等に関し必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 高知県産業振興計画に基づき、地域における観光資源の磨き上げや受入体制の整備を行い、複数の市町村をまたがる滞在型の観光プランづくりを推進するとともに、このプランの実行と広域での観光地域づくりの中心的役割を担う広域観光組織の体制及び機能を強化するため、広域観光組織に推進員を配置し、効果的な事業の推進を図る。

### （業務内容）

第3条 推進員は、広域観光組織において、県、市町村、観光関係団体、事業者及び地域住民等と連携し、地域力の維持・強化に直接資する公益性を有する活動で、次に掲げる業務を行う。

- （1）マーケティング（観光動向調査等）に関する事
- （2）広域エリアの観光戦略に関する事
- （3）複数の市町村をまたがる滞在型の観光プランづくりと実行に関する事
- （4）観光資源の発掘、磨き上げ等、地域おこしの支援に関する事
- （5）その他、広域観光の推進に関する事

### （委嘱）

第4条 推進員は、地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れた者で、次の各号の要件をすべて満たす者の中から、知事が委嘱する。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （2）委嘱に伴い、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から県内に移し、住民票を異動させる者
- （3）前号に規定する対象及び地域要件は、国が定める「地域おこし協力隊推進要綱」、「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものとする
- （4）前各号に規定するもののほか、推進員に必要な技能及び資質は、広域観光組織の募集要項に定めるところによる

### （委嘱期間）

第5条 推進員の委嘱期間は、その委嘱の日から同日の属する会計年度の末日までとし、最長で委嘱の日から3年まで延長することができる。ただし、推進員が産前産後又は育児のために活動を中断する期間が生じた場合は、これに含まない。

### （事業の委託）

第6条 県は、推進員の雇用、人材育成、業務管理及び生活支援にかかる事務事業を広域観光組織に委託する。

### （身分）

第7条 推進員の身分は、広域観光組織の規程による。なお、県との雇用関係はない。

(報酬等)

第8条 推進員の報酬及び費用弁償については、広域観光組織で別途定める。

(服務)

第9条 推進員の勤務条件等は、広域観光組織の規程による。

(守秘義務)

第10条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第11条 推進員は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに退任届を提出しなければならない。

(解任)

第12条 知事は、推進員が次の各号の一に該当する場合は、推進員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、推進員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 推進員としてふさわしくない非行があったとき

(県等の役割)

第13条 県及び広域観光組織は、推進員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 推進員の年間事業計画の作成支援
- (2) 日々の業務管理、キャリアアップ支援
- (3) 活動終了後の定住支援
- (4) その他、推進員の円滑な活動に必要なこと

(庶務)

第14条 推進員に関する庶務は、広域観光組織で処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進員の業務に関し必要な事項は、知事が別途定める。

(附則)

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。

(附則)

この要綱は令和6年12月16日から施行する。